

事務連絡

平成30年5月29日

文部科学省 大臣官房文教施設企画部 施設企画課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」のとりまとめについて

平素より建築行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

熊本地震をはじめ、これまでの大地震においては、倒壊・崩壊には至らないまでも、構造体の部分的な損傷、非構造部材の落下等により、地震後の機能継続が困難となった事例が見られました。

大地震時に防災拠点等となる建築物（庁舎、避難所、病院等。以下「防災拠点建築物」という。）については、大地震時の安全性確保に加え、地震後も機能を継続できるよう、より高い性能が求められると考えられます。

このため、国土交通省では防災拠点建築物について大地震時の機能継続を図るためにあたり必要となる事項について昨年7月より検討委員会を設置して検討を行い、今般、建築主、設計者及び管理者の参考となるガイドライン及び参考指針集・事例集等を別添のとおりとりまとめましたので、お知らせします。

今後、本ガイドラインに関する説明会等の実施を検討しており、実施にあたっては改めてお知らせいたします。

地方公共団体の教育委員会等に対しても、周知方お願いします。

別添

- (1) 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（概要）
- (2) 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（本体）
- (3) 付録① 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインに関連する既往指針等の概要
- (4) 付録② 防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集

※検討委員会の開催経緯等については下記の国土交通省HPに掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house Tk_000088.html

(担当)

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 松本・青木・徳竹

電話：03-5253-8111（内線39532、39536、39537）／03-5253-8514（夜間直通）

FAX：03-5253-1630